**意見公募手続の実施案内**

　静岡市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱の一部改正を予定しています。

　つきましては、次のとおり静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第８号）第37条第１項の規定による手続（意見公募手続）を実施し、皆様の意見を募集します。

**１　規則等の案の題名**

　　静岡市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱の一部改正について（案）

**２　規則等の案の内容（改正の内容）**

　　別紙１のとおり

**３　意見を提出することができる期間**

　　令和５年３月８日（水）から令和５年４月７日（金）まで

**４　意見の提出先**

　　〒420-0846

　　静岡市葵区城東町24番１号　城東保健福祉エリア２階

　　静岡市保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所生活衛生課生活衛生係　宛て

　　電話　054-249-3156　ファクシミリ　054-209-0540

**５　意見の提出の方法**

（１）郵送、持参又はファクシミリにより提出する場合

　　「意見応募用紙」に意見等を御記入の上、上記宛先へ提出してください。

　　※令和５年４月７日（金）必着とします。

（２）電子申請により提出する場合

　　下記６（２）に記載のホームページアドレスから電子申請システムの専用フォームにアクセスし、意見等を送信してください。

**６　規則等の案及びこれに関連する資料の公表の方法**

（１）公告文の掲出

（２）静岡市のホームページへの掲載

（ホームページアドレス http:// www.city.shizuoka.jp/ \_ .html）

（３）静岡市保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所生活衛生課（城東保健福祉エリア２階）及び保健所清水支所（清水庁舎２階）での閲覧又は配布

（４）各区役所の市政情報コーナーでの閲覧又は配布

**７　注意事項**

（１）電話又は電子メールによる意見の提出は御遠慮願います。

（２）意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

（３）いただいた意見は、個人が特定できないよう編集した上で、静岡市のホームページ等で公開させていただきますので、御了承ください。

**お問い合わせ先**

〒420-0846　静岡市葵区城東町24番１号

静岡市保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所生活衛生課

電話　054-249-3156

ファクシミリ　054-209-0540